

募集期間

令和7年10月20日 月
～ 11月7日 金

令和7年度 道産建築材活用促進事業

北海道産 の建築材を
木材利用 の大切さを

多くの道民 の皆様に

使ってほしい
知ってほしい

高いPR効果

地域のモデル

HOKKAIDO
WOOD
BUILDING

Vacation house ITER (民泊施設)
R6.12.2 HWB登録

Point

民間の「**非住宅**」建築物の新築や改築を行うときに、

“道産木材”を積極的に活用して、PR効果が高く、

地域のモデルとなる施設を建設された場合、

「**木工事費用の一部**」を補助します。

▶ 補助率 1/2以内
〔補助上限300万円〕

予算に限りがあるため、採択基準を設けて審査を行います。(審査内容は公表しませんので予めご了承ください)
応募の際は、裏面の「事業の流れ」「優先採択基準」等を参照してください。

【お問い合わせ・連絡先】

一般社団法人北海道ビルダーズ協会

住 所：札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル5階

電 話：011-215-1112

メール：hojo@do-ba.net

詳しくはHP
をご確認ください。



北海道ビルダーズ協会

目的・内容

道産木材の利用を促進するため、民間の非住宅建築物を建築する建築事業者に対して工事費を補助する。

補助対象経費

道産木材を利用した建築物の工事費（**木工事費分に限る。**）※工事費積算等により確認。

補助率及び補助上限

木工事費の1/2以内 〔補助上限 300万円/棟〕

補助対象者

主な要件

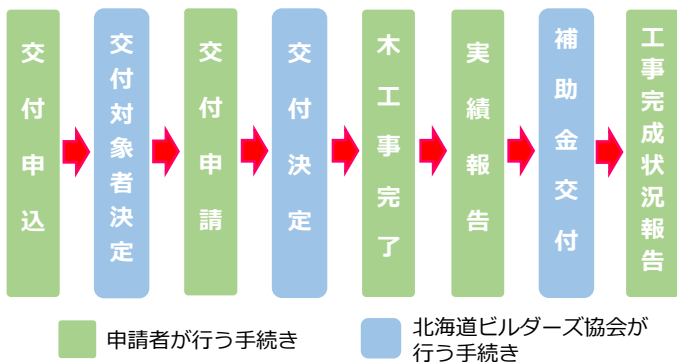
- ①道産建築材を利用した建築物を施工する建築事業者
- ②道産木材を積極的に利用することを宣言した建築事業者 ※道産木材活用宣言書の提出。

補助対象建築物

主な要件

- ①北海道内に建設する民間の非住宅建築物のうち、不特定多数の人が訪れるほか木材の利用状況がわかるなど、道産木材の展示効果、波及効果が期待できること（※国、道及び市町村が建設するものを除く）
 - ②R6.10.1以降に工事着手、R7年度内にも木工事が行われ、R8.1.31迄に木工事が完了すること。
 - ③工事における木材利用量全体の**30%以上**に、**木材の産地及び合法性が証明**された道産木材を活用した建築物（※主要構造部にあつては、原則としてJASの格付けを受けた乾燥材を利用すること。）
- ※申請書類の審査を経て採択が決定されますので、申請内容が要件を満たしていても採択されない場合があります。あらかじめご了承ください。

事業の流れ



高い利用率、展示効果



設計上のアイデア



不特定多数の利用



優先採択基準

- ◎**地域への波及性**※1や**事業新規性**※2を考慮し対象者を選定。
- ◎次の8つの基準に基づき、評価ポイントが高い建物を優先。

なお、**原則として⑧については必須とする。**

- ①道産木材の利用量
- ②道産木材利用率
- ③ダブルティンバーなど設計上の工夫がある建築物
- ④森林認証材を活用した建築
- ⑤見学会の開催など、効果的なPRを実施する建築物
- ⑥日常的に不特定多数が利用する建築物
- ⑦あらわして使用するなど展示効果が高い建築物
- ⑧**HOKKAIDO WOOD BUILDING**※3に登録する建築物

- ※1 道内の幅広い地域の事業者や住民への波及効果を期待するため、振興局別に審査する。
- ※2 多くの建築事業者による道産建築材の利用を拡大するため、当該事業及びこれまでの道補助事業の採択回数を考慮し審査する。
- ※3 北海道庁林業木材課で実施している「道産木材を活用した施設」に登録する制度。

【応募先】

一般社団法人北海道ビルダーズ協会

住 所：札幌市中央区大通西5丁目11 大五ビル5階

電 話：011-215-1112

メール：hojo@do-ba.net



HOKKAIDO
WOOD

北海道産木材

